



法人こおりやま

2017. 2

第464号



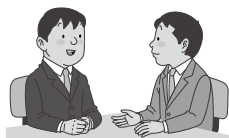
題名/雪が降る屋敷 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

新入会員を募集中!!

正しい税知識を身につけたい。
もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役にたちたい。

そんな経営者の皆様に
支援する全国組織、それが**法人会**です。
随時、新入会員を募集しておりますので、
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
ご紹介お願いいたします。



郡山法人会事務局 (TEL:024-933-7777)

詳しくは事務局又は、ホームページで!

目次

トピックス	2
税務署ニュース	4
マイナンバーカードで e-taxが利用できます	4
講演会のお知らせ	5
笑って自然に触れて 免疫力を高めよう	5
税のミニ通信	6
給与所得控除が 縮小されていますよ	6
2回シリーズ	7
①ビジネス雑談力	7
生命保険業界の動向について	8



新春講演会・新春賀詞交歓会開催

1月25日、新春講演会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。講師に第一生命経済研究所首席エコノミストの熊野英生氏を迎え、「2017年の経済展望～東京五輪までのわが国経済を見通して～」をテーマに講演し、会員はじめ一般聴講者約100名が来場した。

熊野氏は企業経営者にとって今年の心構えとして、「2016年を振り返ると、マイナス金利政策やイギリスのEU離脱など“まさか”の年となった。常識的な見方に偏るとまさかの事態に対応できない。2017年は、先行き不透明なことや楽観的なことを簡単に信じないことで、“まさか”が“またか”と予想の範囲内でリスク管理できるようにすること、そして、ファンダメンタルズを把握することが企業経営者として大切だ。」と語った。具体的な経済状況として、輸出や生産、消費と所得、企業収益と人件費などの状況のほか、働き方改革による狙いなど説明した。

最後に、「グローバル化により日本が注目され、海外に進出する企業も増え、追い風を受けているが、人口減少にさらされている国内の消費はなかなか回復しない。人口減少に対して売り上げを上げるため、生産性・技術力を高め、東京五輪までになにかしなければ日本経済の回復は難しい。また、AI・自動運転車・ドローンなど、わりと安価で手に入る新技術を活用し、生産性を上げるために応用していくことが必要となっていく。」と、講演を終えた。

講演会に引き続き新春賀詞交歓会を開催し、伊野勝彦会長が新年のあいさつ、郡山税務署、長谷川伸治副署長が祝辞を述べた。出席者は和やかに懇談し交流を深め、豪華景品が当たる抽選会では、福利厚生制度受託会社の大同生命・AIU保険・アフラックの3社をはじめ、会員事業所からご協賛をいただき、当選発表ごとに大きな歓声が湧き上がった。



講師の熊野英生氏



新春講演会



新春賀詞交歓会

青年部会・女性部会 租税教室を開催

郡山法人会では、社会生活における税の役割や意義について考えさせるとともに、身近な税に対する理解を深めてもらうことを目的とし、毎年租税教室開催している。今年度も郡山税務署管内で依頼のあった小学校に青年部会・女性部会が出向いて税金について授業を行った。

授業では、消費税や所得税など税金の種類や税金が私達の生活にどのように役立っているかをわかりやすく解説した。途中で「税金のある世界、ない世界」のDVDを上映し、「税金なんてないほうがいい」と言っていた児童も、税金のない世界で巻き起こるたくさんの困ったことを見て、税金の大切さやどのような事に使われているのか理解を深めていた。

最後に1億円のレプリカが登場し、「重い」や「いがいと軽い」など、大きな歓声を上げながらその重みを体験した。

「普段の生活や学校で勉強するために、たくさんの税金が使われていることが分かった。」など、たくさんの感想をいただきあつという間の45分間が終了した。

子供達の真剣な眼差しに緊張しながら、税の大切さや助け合う事の大事さを部会員自身も再認識できた有意義な時間となった。



安積第一小学校



薫小学校



船引小学校



船引南小学校

経理業務のよくある疑問セミナー開催

1月26日、「経理業務のよくある疑問」セミナーを郡山法人会会館で開催した。(株)ヒューマンパワー・リサーチの森真一氏を講師に招き、消費税改定前後で変わる売上・経理・費用の注意点や軽減税率の仕組み、請求書の書式変更など講義いただいた。

2019年10月1日から消費税改定が予定され、経理処理の注意ポイントとして①消費税改定前後の領収書や請求書の日付チェック。②税率適用日判断基準が重要。と解説。また、契約書、領収書の表示方法、収入印紙に関する注意点等、日常の経理業務で間違いやすいことについて学んだ。



経理業務のよくある疑問セミナー

税務署ニュース



マイナンバーカードで e-Tax が利用できます!!

① マイナンバーカード



② ICカードリーダー



国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから①及び②を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

- ① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。)、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダーの用意など。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として24時間(土日祝日を含みます。)となります。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

- e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など(税務相談を除く。)のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

月曜日～金曜日:9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※確定申告期間中は、原則として月曜日～金曜日の9時～20時となります。

※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。

- マイナンバーカードに係るICカードリーダーの設定、対応機種、パソコン設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。

※マイナンバーカードに対応したICカードリーダーは、公的個人認証サービスのホームページでご確認ください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日～金曜日:9時30分～20時/土日祝:9時30分～17時30分
(12月29日～1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

ご質問の内容により
お問合せ先が、異なります。



公益社団法人郡山法人会特別講演会のご案内

「笑って 自然に触れて 免疫力を高めよう」

～アトピーからがんまで～

ふじた こういちろう

講師：藤田 紘一郎 氏

カイチュウ博士としても有名な藤田紘一郎氏が
楽しくわかりやすくお話くださいます

TV「世界一受けたい授業」等
数多くの番組に出演!



日時 平成 **29** 年 **2** 月 **22** 日 (水)
15:30~17:00

会場 ホテルプリシード郡山
(TEL:024-925-3411)

定員 **100名** (定員になり次第締切らせていただきます)

参加費 **無料**

お申込み先 公益社団法人 郡山法人会
〒963-8014 郡山市虎丸町14-2 TEL:024-933-7777

後援：大同生命保険株式会社・AIU損害保険株式会社

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、
1か月程度かかります。

電子申告で
効率UP!



e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署
から書類の提出又は提示を求め
られることがあります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等の
パソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の
提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが**24時間利用**※できます。 ※メンテナンス時間を除きます。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

税のミニ通信

給与所得控除が縮小されていますよ

本稿をご覧の皆様の中に、1月分の給料の手取りが少なくなったと感じた方がいらっしゃるかと思います。今年の1月から給与所得控除の上限が引き下げられているためです。

具体的には、下表のようになっています。

	昨年まで	平成28年	平成29年
上限額が適用される 給与収入	1,500万円超	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

※住民税では、それぞれ翌年度(29年分、30年分以降)の適用となります。



東北税理士会郡山支部
税理士 川村 雄一郎

給与に対する所得税は、「給与収入」から「給与所得控除」を差し引きした後に税率をかけますので、中小企業の役員やサラリーマンで、年間の給料が1,200万円を超えている人は、税率が変わらずとも税負担が増えることとなります。給与所得控除は、平成25年より給与収入が1,000万円を超える場合は、段階的に縮小されていますので、実感されている方も多いかと思います。財務省の試算によると、本年分の引き下げで夫婦・子供2人の世帯で夫の年収が1,200万円の場合、年間で3万円の税負担増となり、夫の収入が3,000万円だと5万円の増税となります。

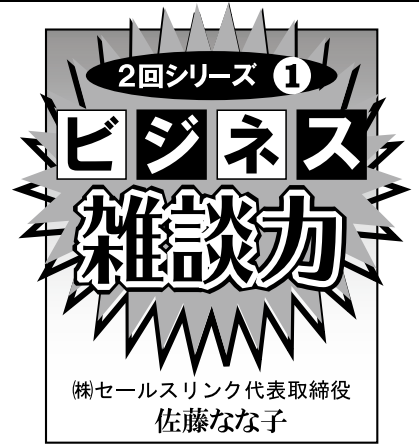
さて、このような改正が行われたのでしょうか?自民党税制調査会の資料によると、資本金1億円以上の会社役員の平均給与額が、約1,100万円、児童手当の所得制限額が年収960万円、高校授業料無償化の所得制限額が、年収910万円だそうです。サラリーマンの必要経費とされる給与所得控除を考慮してあげるのは、1,000万円くらいで良いのではとの議論になったようです。

そもそも給与所得控除はなぜ必要なのかは、必ずしも明らかではありませんが、一般には必要経費の概算控除とされることが多いです。自営業者(事業所得)の場合、売上(収入)から実額で必要経費(仕入・人件費・家賃など)を差し引きますが、給与所得者は実額で必要経費を計算することは困難なので「概算経費」を収入差し引くのです。サラリーマンの場合、スーツや靴の購入は概算経費に含まれていると解されます。給与所得者の場合、所得獲得のための必要なものは、雇用者から支給されるものが多いでしょうから概算の経費としては過大かと思われる。

その他の理由として、①所得補正率の是正(事業所得者に比べて給与所得者は所得がガラス張りであるので)、②金利(事業所得者が3月の確定申告期に1度で納税するのに対し、給与所得者は毎月源泉徴収されるので、源泉徴収された所得税に対する利息)、③担税力(給与所得は事業所得に比べ脆弱であることに対する措置、事業所得者との負担調整との意味合い)があります。しかしながら、今日的には説得力に欠けるような気がします。

私自身は上記の理由から給与所得控除の縮小には一定の評価をしています。ただ、昨年から所得税の最高税率が45%に引き上げられています。税率を上げたのには反対です。住民税と合わせると最高税率が55%ですよ!仕事する意欲も失せてしまうような気がします。

いずれにしろ私には関係のない話ですけどね……(笑)



「ウチのA君は、世間話ひとつ、まともにできないですよ」というのは、とある中小企業の経営者。営業担当の新人A君が、客先で会話が満足に出来ないのを嘆いていたのです。

他方、「私、コミュニケーション(コミュニケーション障害)かもしれません」と、講座にやってきたのは、接客販売職の20代のBさん。「人が好きだと思っていたし、接客販売に向いていると思うた」というBさんは、実際に仕事に就いてみて、なかなか販売数字が伸びない上に、店内のスタッフともうまくいかず、コミュニケーションそのものの悩みを抱えてました。

2人とも「コミュニケーション

ションや雑談の本を何冊も読んだ」と言います。いつの頃から「雑談」や「世間話」は、学ぶものになったのでしょうか。

■若年者のコミュニケーション傾向

今やコンビニエンスストアは、その便利さで、当たり前存在となっています。

反面、確かに店員さんとの会話の機会は、ほとんど無くなりました。コンビニエンスストアで当たり前に育った世代から見ると、買い物の際に「くっださい」と声を掛け、お店の人とやり取りをしながら、品物を選び、質問に応じ、褒められればお礼を言ったり、遠慮を見せたりする：なんてことは、驚きであり面倒であることでしょう。

コミュニケーションのカタチも、ずいぶん変わりました。携帯電話が当たり前の世代を経て、今やSNSの時代です。直接、声に出してコミュニケーションを取らずとも、言葉を使わずとも、スタンプひとつで、やりとりが出来ます。

つまり、それだけリアルコミュニケーションの機会が少なくなったのです。面と向かって声を交わさずとも、言葉を使わなくとも、必要なコミュニケーションが取れる時代です。

実は、書籍を読んでも、残念ながら「雑談」がうまくなることはありません。なぜなら、「雑談」は、機会と場の積み重ね、つまり練習(トレーニング)をしなければ身につかないスキルだからです。

しかし、近年の若者が育ってきた環境や背景を見ると、「雑談」の場や機会は非常に少ないのが現実です。これでは、わざわざ「雑談」を学んで身につけなくてはならないのも当たり前前、という訳です。

■会話の目的を定める

そもそも「雑談」というのは、特別なテーマを設けず、気楽に会話をする事です。しかし、相手が誰でもあるかによって、どのようなプロセスで会話を進めるのが良いのかは、変わってきます。

例えば、初対面の相手との「雑談」であるならば、最初に扱うのは、「相手に関連づけられていない」「外因」の話題です。つまり、天気やニュース、場所や目の前の状況などをテーマにするのです。

続いて、相手との距離感を縮めたいのであれば、「相手に関連づけられている」「内因」の話題に移っていきます。「内因」の中でも、まずは、「相手の顔つき、背格好、声、身だしなみ、立ち居振る舞いなどの外面について」を取り上げます。

次に、もっと踏み込みたい、親密になりたい、信頼関係を築きたいのであれば、「相手の趣味や嗜好、考えや価値観などの内面について」を取り上げます。これが「初対面の方との距離感」を、うまく図れる会話のプロセスです。

ひと昔前は、こんな風に「雑談」を分析して、体系化する必要性もありませんでした。しかし現在は、「相手との距離感を計りながら会話をしろ」と言っても、

その感覚がわからない、という人も増えていきます。

また、ビジネスの場合は、「雑談」もビジネスの手段。だから「雑談の目的」を、しっかり設定して会話をします。

例えば、単に良い印象を与えて、会話をその先に進めるための雑談(会話を理解を取る)なのか。お客様との信頼関係を築くための雑談なのか。情報収集のための雑談なのか。顧客との関係を強化するためのリレーションシップなのか。その目的に応じて、雑談のスキルも使い分けていくのです。

ビジネスでは、天気や趣味の話ばかりしていても、何の展開も生まれません。「雑談」や「世間話」をしる、と言われ、いつ行ってもゴルフの話ばかりしている、という営業マンは、目的を見失っていると言っています。お客様のプロセスに合わせ、こちら側の会話のプロセスも、しっかり動かしていくことが必要になってきます。(続く)

※参照：「お客様の購買プロセスと、営業プロセス」

情報提供

郡山法人会厚生委員会

生命保険業界の動向について

平素は、法人会事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日銀による「マイナス金利政策」の導入により、歴史的な低金利環境が継続しております。

このような環境の下、すでに新聞等で報道されておりますが、生命保険会社が保険料等を設定する基となる標準利率(※)が平成29年4月1日より引き下がることが確定いたしました。

引き下げ後の標準利率は、平準払生命保険で「1.0% → 0.25%」となり、引き下げ幅は「0.75%」となります。

ついては、平成29年4月以降に新たに締結する各生命保険の契約は保険料の引き上げとなります。(平成29年3月までの契約については、保険料率改定の対象になりません。)

なお、法人会福利厚生制度の定期保険(大同生命保険引受け)保険料は、下記のとおりとなりますので、今後の参考にいただければ幸いです。

また、本件に関し、ご質問・ご不明な点等ございましたら、福利厚生制度推進員または郡山法人会事務局までお問い合わせ下さい。

※将来の保険金等の支払に備えて積み立てる責任準備金の計算に使用する利率のことで、国債利回りをもとに決定されます。

参 考

Lタイプ(無配当歳満期定期保険) 保険料2分の1損金タイプ

◆保険料

【例】 保険金額3,000万円以上5,000万円未満 / 団体保険料率 / 標準体

(保険金額100万円あたりの保険料を表示。)

契約年齢	保険期間・ 保険料払込期間	男 性			女 性		
		① 改訂前	② 改訂後	②/①	① 改訂前	② 改訂後	②/①
30歳	100歳満期	1,402円	1,628円	116.1%	1,183円	1,406円	118.9%
40歳		1,856円	2,091円	112.7%	1,524円	1,757円	115.3%
50歳		2,536円	2,767円	109.1%	2,009円	2,241円	111.5%

※団体月払保険料:契約者が所定の加入資格を満たした場合、団体保険料が適用され保険料が割安となります。ただし、加入資格を喪失した場合、契約は継続しますが、保険料が引き上げられることがあります。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



郡山支社/福島県郡山市中町1-22
 TEL 024-922-0860



郡山支店/福島県郡山市中町1-22
 (郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822